

おわりに

本委員会においては、これまで平成 15 年 7 月から平成 27 年 3 月までに確認された 918 例（1,080 人）の死亡事例について、12 次にわたって検証を行い、報告書として取りまとめ公表してきた。

この間には、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、児童虐待定義の見直しと通告義務の範囲の拡大、市町村の役割の明確化や要保護児童対策地域協議会の法定化、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の法定化、さらには民法等の一部を改正する法律の施行によって、親権の停止制度が創設され、児童相談所長の親権代行規定や児童福祉施設の長による入所中の児童等に対する監護措置の規定の整備等が行われてきた。

そして、今般の児童福祉法等の改正では、児童虐待の発生予防から発生時の迅速・的確な対応、被虐待時児童への自立支援等の今後の方向性を示すとともに、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した。

しかしながら、これまでも様々な整備や取り組みがされてきているが、依然として子ども虐待による死亡事例が後を絶たない現状は、極めて残念なことである。

なお、一方で、実際の現場では、毎年虐待相談対応件数が増加する中であっても、多くの関係者が虐待を受けた子どもたちの安全第一に関わり、虐待に至らないように養育者を支援するために、日々懸命な努力されていることを忘れてはならない。

だからこそ、虐待対応に関係する方々には、自らの対応と本報告の内容を鑑み、他の機関や関係者との連携のあり方等、改めて自らの対応を振り返る機会としていただきたいと思う。

最後に、日々、児童虐待防止対策に当たる現場の関係者の方々に心から敬意を表するとともに、本報告が一人でも多くの子どもを児童虐待から守ることに資することを望んでやまない。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

○委員名簿（第12次報告）

秋山 千枝子	医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所弁護士
水主川 純	聖マリアンナ医科大学産婦人科学講師
田中 哲	東京都立小児総合医療センター副院長
橋本 和明	花園大学社会福祉学部臨床心理学科教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
◎ 山縣 文治	関西大学人間健康学部教授
山田 和子	和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科特任教授

◎ 委員長

(50音順)

(平成27年12月18日時点)

○委員会開催経過

- ・第63回 平成27年12月18日
- ・第64回 平成28年3月24日
- ・第65回 平成28年7月8日
- ・第66回 平成28年8月2日
- ・第67回 平成28年8月26日

○現地調査経過

- ・平成28年6月14日
- ・平成28年6月20日
- ・平成28年6月24日
- ・平成28年7月1日